

会 長	局 長	次 長	係 長	係

令和 2 年 7 月 2 2 日

奄美市農業委員会

第 7 回定例総会議事録

署名委員 西 盛満

署名委員 前山 重一郎

奄美市農業委員会第7回定例総会議事録

1. 招集日時 令和2年7月22日(水) 午前9時30分～

2. 招集場所 市役所5階 会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	岸田 国広	9	栄 和正
2	中棚昭三十	10	泉 智宜
3	肥後 安美	11	中山 芳一
4	榮 清安	12	寺師 清満
5		13	吉 卓男
6	西 盛満	14	濱手 薫
7	前山 重一郎	15	土浜 良二
8	前田 孝徳	16	野崎 清志

4. 欠席委員

南 和利 委員

5. 議事に参与した者

事務局長 用稲 工巳 事務局次長 池 秀平
住用分室長 竹山 和幸 笠利分室長 竹田 勇人

6. 報告事項

8月定例会について
農地利用状況調査について

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について

- 議案第41号 非農地の認定についての決定について
- 議案第42号 農業振興整備計画変更申請に伴う意見について
(編入・除外)
- 議案第43号 奄美市農用地利用集積計画(利用権設定)の
決定につて
- 議案第44号 奄美市農用地利用集積計画(中間管理機構)の
合意解約の決定について
- 議案第45号 奄美市農用地利用集積計画(中間管理機構)の
決定定について
- 議案第46号 農地売買事業にかかる農用地等の公社買入れ
契約の締結及び譲渡所得の特別控除を受けるた
めの証明についての決定について
- 議案第47号 令和元年度目標及び達成に向けた活動の点検・
評価及び達成に向けた活動の点検評価及び令和
2年度目標及び達成に向けた活動計画の承認に
ついて
- 議案第48号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の
決定について

(4) その他

議長

(吉 会長)

ただいまの出席委員は15人であります。総会は成立いたしました。
これから、令和2年第7回定例総会を開会いたします。
それでは、議事日程に入ります

日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員には、6番 西 委員と7番 前山 委員のお二人を指名いたします。

日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は日程通知のとおり議案第39号から48号までの10件を予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本総会の日程は1日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第3

議案第39号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

それでは事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(用稲局長)

議案第39号の3条許可申請について

2ページをお開き下さい。NO.19は、譲渡人が所有する1筆で745㎡の土地の所有権移転となります。

取得後は牧草地として利用する予定であると考えられます。

12ページをお開き下さい。NO.20は、譲渡人が所有する1筆で965㎡の土地の所有権移転となります。

取得後はサトウキビを栽培し面積拡大を図る目的であると考えられます。贈与での所有権移転となります。

24ページをお開き下さい。NO.21については、譲渡人が所有する3筆で1106㎡の土地になります。売買での所有権移転となります。

取得地には野菜植栽し、面積拡大を図る目的であると考えられます。働力及び機械の確保状況、並びに農作業に必要な技術を有しておると考えられます。

31ページをお開き下さい。

NO.22については、譲渡人が所有する2筆で3215㎡の土地になります。売買での所有権移転となります。

取得地にはサトウキビをし、雇用確保を図る目的であると考えられます。

39ページをお開き下さい。

NO.23については、譲渡人が所有する2筆で2850㎡の土地になります。売買での所有権移転となります。

取得地には野菜植栽し、面積拡大を図る目的であると考えられます。必要とされる機械は整備されていると考えられます。

いずれも下限面積を満たし、農地法第3条第2項の各号該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長

(吉会長)

それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。

順次譲受人、譲渡人、土地の順にそれぞれ報告を求めます。

1 1 番

(中山委員)

農地法第3条の規定によるNo.19について調査報告をいたします。

7月16日9時30分に受け人の会社で直接話を聞くことができました。受け人は会社を経営しており併せて畜産も経営しているということがあります。

畜産業では、母牛78頭を飼育して子牛の生産をしているとの事であり、農地は借入地約、18000㎡であるが、今回牧草地の拡大のために745㎡を購入するとの事であり、

畜産業では、牧草地の集約を図る必要があり、安定的な借入地の確保が課題だと話しています。課題とは、牧草地を借地として契約しても、農地をきれいに耕して暫くすると、返してくれと言われ、大変困っているという状況で、今後農業委員会でも対策を考えないといけないことと思う事でした。また、今後は島の農業振興のために、企業の参入が必要な時代ではないかと考えます。委員の皆さんのご審議をお願いします。

1 番

(岸田委員)

農地法第3条の規定によるNo.19の土地について調査報告いたします。

7月20日午後3時に受け人と電話でお話いたしました。

申請の土地は農振地区で、周囲の農地は法人が借りていて、牧草が栽培されています。その一面に今回の畑があります。多少の草が生えていますが、すぐに畑として使用できる状態でした。

次に渡し人です。長年法人に畑を貸していましたが、法人から牧草地として売ってほしいと相談があり、これから先、農業をする元気もないので今回、売買することになったそうです。

農地法第3条の調査書については第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については別紙のとおりでありますので報告いたします。

ご審議のほどよろしくお願いたしますとの事でした。以上です。

事務局

(竹田笠利分室長)

農地法第3条の規定による許可申請について、No.20番の譲受人に7月21日11時55分に電話をいたしました。

譲受人は竜郷町に居住しており、譲渡人とは竜郷でご近所であったとの事です。本人は他にも同地区内で農業をされており規模拡大のための申請となるようです。申請内容について土地の所在、面積及び贈与等に間違いな

いとの事で確認が取れました。委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。

2 番

(中棚委員)

議案第 39 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、No. 20 番の所有権移転、贈与について報告をいたします。

7 月 18 日 8 時 45 分ぐらいに譲渡人の自宅で書類の確認をいたしました。土地の場所、書類の内容など間違いなさそうです。書類作成は行政書士の方をお願いしており農業委員のご審議よろしくお願いたします。

土地について報告いたします。

9 時 30 分に丸田推進委員と確認を行いました。

この土地は以前、果樹などが植えられていましたが、現在は枯れておりません。小さい雑草が生えていて、まだ手入れをすれば作物が植え付けられる状況にあります。畑としては問題ないと思います。

農地法第 3 条の調査書につきましては第 2 項第 1 号、第 2 項第 4 号、第 2 項第 7 号については別紙のとおりでありますので報告いたします。

9 番

(榮委員)

農地法第 3 条の規定による No. 21 の案件について調査報告します。

7 月 20 日月曜日 12 時 18 分譲受人に電話を入れ直接お会いする時間が取れないため電話にて申請内容の確認をいたしました。申請書に記載された該当農地の地番、面積、売買の価格等、記載内容に相違ないことを確認いたしました。

次いで譲渡人の自宅に伺い、本人と直接お会いしたうえで申請書の記載内に相違ないことも確認いたしました。

土地について報告します。

3 筆合計 1106 m²の農地には、およそ 30 から 40 本のタンカンが植栽され周囲には猪の防護柵が設置されている状況でした。なお、農地法第 3 条の調査書につきましては第 2 項第 1 号、同項第 4 号、同項第 7 号については別紙のとおりでありますので報告いたします。以上です。

7 番

(前山委員)

農地法第 3 条の規定による No. 22 の受け人について調査報告をいたします。

7 月 18 日に午後 5 時ごろ、受け人と直接お会いして調査を行いました。

た。申請書どおり間違いありませんという事でしたが、渡し人も高齢で自分の土地の境界が分からないから譲受人に任せるといことです。

1 1 番

(中山委員)

農地法第3条の規定によるNo.22について調査報告をいたします。

7月17日9時に渡し人宅を訪問して接話を聞くことができました。申請地は、渡し人の出身地にある先祖代々の農地であるが、長年農業をしたことがなく、現在は荒地になっていたこととあります。高齢で市内に一人暮らしをしており、農業の後継者もないという事とあります。

申請地の2筆の地番と対価を確認したが、契約の内容どおり間違いのない事とありました。委員の皆様のご審議をお願いいたします。

事務局

(竹田笠利分室長) 代読

農地法第3条の規定によるNo.22の土地について調査報告をいたします。

7月20日午後2時から現地にて調査いたしました。

現状は身の丈ほどの草が生えており、周りの畑も同様の状態とありました。そのため全体の確認はできませんでした。しかし、同地は基盤整備事業で整地された場所でもあり、譲受人が重機なども所有しているため、是非畑に戻して耕作していただきたい土地とあります。

もう1筆はサトウキビ畑になっております。現況は荒れ地となっておりますが、場所は良いところなので、重機を入れ畑に戻し、是非耕作していただきたい場所とあります。

事務局

(笠利分室長)

農地法第3条の規定によるNo.23の譲受人に7月21日8時47分に電話をいたしました。

譲受人は竜郷町に居住しており、譲渡人とは、もともと知り合いとの事とあります。規模拡大のための申請となります。

申請内容について土地の所在、面積及び売買金額等に間違いのない事と確認が取れました。委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。

1 5 番

(土浜委員)

農地法第3条の規定によるNo.23の案件について調査報告します。

7月17日午後2時ごろ譲渡人宅で直接話を聞きました。

土地の所在及び単価等の記載内容に間違いのないとの事でした。5年前にご主人がなくなられてから畑の管理はしていないとの事で、年齢的にも農業は難しいという事で、土地を手放すことにしたという事でした。

土地について7月17日、午後2時半ごろ譲渡人の案内で現地を見に行きました。申請地は草が生えていて何も栽培されていませんでした。畑の周囲は木が茂っていました。

農地法第3条の調査書については第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については別紙のとおりでありますので報告いたします。

議長

(吉会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり)

挙手多数でご異議なしと認めます。

よって議案第39号農地法第3条の規定による許可申請No.19から23については審議の結果、これを認めることに決定いたしました。

日程第4

議案第40号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

それでは事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(用稲局長)

議案第40号5条の許可申請について

59ページをお開き下さい。

NO.19につきましては、渡し人の所有する土地、1筆で873㎡を受人が車庫等として利用をしたいという事で、賃貸権設定でございます。

申請地は名瀬総合支所から約5kに位置し、河川国道に囲まれた生産性の

低い農地であることから第2種農地のその他に該当します。

71ページをお開き下さい。

NO.20につきましては、渡し人の所有する土地、1筆で425㎡を受人が一般住宅を建設したいという事で、売買による所有権移転でございます。

申請地は笠利総合支所市役所から南東に約400mに位置し教育施設、郵便局が60m以内に存在することから第3種農地に該当します。

79ページをお開き下さい。

NO.21につきましては、渡し人の所有する土地、1筆で17㎡を受人が駐車場として利用したいという事で、売買による所有権移転でございます。

都市計画区域内で周りを住宅に囲まれており、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断されます。

85ページをお開き下さい。

NO.22につきましては、渡し人の所有する土地、1筆で1261㎡のうち331㎡を受人が一般住宅を建設したいという事で、売買による所有権移転でございます。

申請地は笠利総合支所市役所から南東に約400mに位置し教育施設、郵便局が60m以内に存在することから第3種農地に該当します。

98ページをお開き下さい。

NO.23につきましては、渡し人の所有する土地、1筆で571㎡のうち176㎡を受人が一般住宅を建設したいという事で、売買による所有権移転でございます。

都市計画区域内で周りを住宅に囲まれており、土地区画整理法第2条第1項に規定する、土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断されます。

109ページをお開き下さい。

NO.24につきましては、渡し人の所有する土地、1筆で571㎡のうち196㎡を受人が貸家を建設したいという事で、売買による所有権移転で

ございます。

都市計画区域内で周りを住宅に囲まれており、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断されます。

122ページをお開き下さい。

NO.25につきましては、渡し人の所有する土地、1筆で80㎡を受人が資材置き場にしたいという事で、賃借権でございます。

都市計画区域内で周りを住宅に囲まれており、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断されます。

134ページをお開き下さい。

NO.26につきましては、渡し人の所有する土地、1筆で2130㎡を受人が一般住宅を建設したいという事で、売買による所有権移転でございます。

申請地は笠利総合支所から約10kmに位置し、国道に囲まれた生産性の低い農地であることから第2種農地に該当します。

142ページをお開き下さい。

NO.27につきましては、渡し人の所有する土地、1筆で275㎡を受人が駐車場として使用したいという事で、売買による所有権移転でございます。

申請地は笠利総合支所から約7kmに位置し、海岸近くで生産性の低い農地であることから第2種農地に該当します。

152ページをお開き下さい。

NO.28につきましては、渡し人の所有する土地、1筆で503㎡を受人が駐車場として使用したいという事で、売買による所有権移転でございます。

申請地は笠利総合支所から約7kmに位置し、海岸近くで生産性の低い農地であることから第2種農地に該当します。以上でございます。

議長

(吉会長)

それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めま

す。 順次譲受人、譲渡人、土地の順にそれぞれ報告を求めます。

1 1 番

(中山委員)

農地法第5条の規定によるNo.19について、調査報告いたします。

7月16日10時に受け人の事務所を訪問して直接話を聞くことができました。

会社はこの土地を20年前から資材置き場や車庫として賃貸で使用していたが、これまで農地法を理解していなくて今回の申請に至ったとの事があります。始末書を添付しての申請であります。

委員の皆さんのご審議をお願いします。

1 番

(岸田委員)

農地法第5条の規定によるNo.19の土地について報告いたします。

申出人からあった土地と渡し人について調査を行いましたので併せて報告いたします。

7月19日午前10時30分に申請人である方が、入院中のため、長男の方と電話にて調査を行いました。

この案件は先月、農振除外申請があり、除外承認された場所です。

現場には既に、譲受人が資材置き場として借りている場所ですが、譲受人から倉庫・車庫・駐車場を建築整備したいとの申し出があり、農地から原野等の地目変更したいため申請に至ったとの事でした。なお、始末書も添付いたしております。皆様のご審議よろしくをお願いします。

2 番

(中棚委員)

議案第40号農地法第5条の規定による許可申請についてNo.20番の報告をいたします。

この案件は5月の定例会で承認されて案件であります。今回は譲受人が2名となり登記が2分の1になるための再申請です。

譲受人夫婦に7月17日、現地の畑にて丸田推進委員と面会して確認いたしました。前回申請の中身の変更はないのでよろしくをお願いしますとの事でございます。

土地については、73と74ページに案内図がありますので確認をお願いしたいと思います。場所は中学校校門の前にあたりになります。現在着工はされておらず、特に問題はないと思われれます。

事務局	<p>(笠利分室長)</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請No.20の譲渡人に7月21日10時06分に電話にて申請内容の確認を行いました。</p> <p>今回の共有名義にて変更での申請についても確認しており、申請内容につきましては地番、面積、取得金額等間違いのないとの事で確認が取れました。委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>
11番	<p>(中山委員)</p> <p>農地法第5条の規定によるNo.21について、受け人、渡し人、土地について調査報告いたします。</p> <p>7月17日17時30分に受け人宅を訪問して直接話を聞くことができました。</p> <p>受け人は申請地となりの中古住宅を購入してあるが、駐車場が手狭との事で今回の申請に至ったとの事であります。面積・対価についても確認しましたが、申請書のとおり間違いのないとの事でした。</p> <p>続いて渡し人について、7月16日18時に仕事帰りに私の自宅まで訪問していただき、本人から直接話を聞くことができました。</p> <p>この土地17㎡は、都市計画造成時に残った土地で、利用価値の少ない土地であったので、今回の売買になったとの事であります。面積。対価についても申請書どおり間違いのないことを確認しました。</p> <p>土地については、受け人の住宅に隣接している17㎡の三角地であります。問題はないと思いますが委員の皆さんのご審議をお願いします。</p>
2番	<p>(中棚委員)</p> <p>議案第40号農地法第5条の規定による許可申請についてNo.22番の譲受人と土地について報告をいたします。</p> <p>7月20日午後6時に丸田推進委員と2人で受け人に面会し確認いたしました。地番、面積1261㎡のうち331㎡に間違いありませんとの事でした。書類については行政書士の方をお願いしており、申請内容については間違いありませんとの事でした。</p> <p>土地については中学校校門前の土地になります。畑にはサトウキビの植栽があり事前着工もなく問題ないと思います。</p>
事務局	<p>(笠利分室長)</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請No.22の譲渡人に7月21日10時</p>

10分に電話にて申請内容の確認を行いました。

申請内容につきましては地番、面積、所得金額等に間違いのないとの事で確認が取れました。委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。

11番

(中山委員)

農地法第5条の規定によるNo.23の受人について、調査報告いたします。

7月17日9時に受人宅を訪問して直接話を聞くことができました。

現在、居住しているマンションの3階で長年暮らしていたが、最近、足が不自由になり階段のある生活が苦痛になってきたので、平屋での生活が必要になり、今回の土地を購入して一戸建てを建築したいとこの事でありました。土地・価格等について確認しましたが、申請書どおり間違いのないとの事でしたので、委員の皆さんのご審議をお願いします。

7番

(前山委員)

農地法第5条のNo.23の譲渡人、土地とNo.24の受人、渡人、土地が私の調査になっていますので調査報告いたします。

No.23の譲渡人の本人宅へ、19日の日曜日の午前11時半ごろ訪問しまして申請の内容を確認しました。地番面積に間違いのないという事でございます。都市計画区内の土地で雑草が生えている程度で、事前着工もありません、以上でございます。

続いてNo.24について報告します。19日の日曜日に受人とお会いしまして確認したところ、申請内容に間違いありませんという事です。

渡人には19日の夕方6時前に自宅でお会いしまして聞き取り調査を行いました。貸家を建てるという事で、申請内容には間違いありませんという事です。また、土地についても事前着工もなく問題ありません。以上でございます。

6番

(西委員)

農地法第5条の規定のNo.25、7月20日月曜日、借り人と午後1時ごろ申請地の方で聞き取りをしました。理由としては、現在使っている作業場が狭いため借地に現場事務所を造るという事です。地番面積権利の設定については申請書どおり間違いのないという事です。

土地について報告します。

<p>事務局</p>	<p>土地は山裾になります。周辺は住宅地で、土地は農業に適していない状態です。許可後に、重機を入れ整地をして事務所を建てるという事です。以上です。</p> <p>(用稲局長)</p> <p>5条 No.25の渡し人へ7月15日11時41分、電話にて申請内容の確認を行いました。資材置き場として貸し出すという事で、申請書とお間違いありませんという事でございました。</p>
<p>事務局</p>	<p>(笠利分室長)</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請No.26の譲受人に7月21日11時45分に譲受人の奥さんと電話にて申請内容の確認を行いました。</p> <p>譲受人は鹿児島市に在住しており現在、仮屋住まいで病院に勤務しており、今後、奄美への転勤予定の話があり、今回の申請に至ったようです。</p> <p>申請内容につきましては地番、面積、所得金額等に間違いのないとの事で確認が取れました。委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>
<p>15番</p>	<p>(土浜委員)</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請No.26について調査報告をします。</p> <p>譲渡人について7月17日午後3時ごろ譲渡人宅で直接話を聞きました。5年前までは父親が観葉植物を栽培し出荷していましたが、今は、だれもやる人がいないので兄弟で話し合っって土地を売ることにしたとの事でした。土地の所在、対価等記載内容に間違いのないとの事でした。</p> <p>土地について調査報告します。</p> <p>7月17日午後3時半ごろ現地確認をしました。</p> <p>資料の138ページをご覧ください。申請地はバイパス沿いにあり、現在は、観葉植物や木が茂っており手入れされていない状態でした。周辺は県道に面したところに観葉植物が植えられていましたが周りは殆ど深い谷になっています。以上です。</p>
<p>15番</p>	<p>(土浜委員)</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請No.27について調査報告をします。</p> <p>譲受人について7月17日午前11時ごろ、受け人が経営するホテルで話を伺いました。資料の151ページをご覧ください。立神を近くで見たいというホテルのお客が増えてきたので申請地に駐車場を設けて、より</p>

多くの観光客に見てもらいたくて、今回の申請をしたとの事でした。

10番

(泉委員)

第5条の申請No.27の譲渡人について、7月16日15時50分に申請書の内容について確認したところ、間違いがないという確認が取れました。また、土地は立神に近い場所にあり何ら問題はありませんでした。

No.28の譲渡人には、7月19日の18時50分に自宅で話を伺いました。対価等は間違いがないとの事でした。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

(吉会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

議長

(吉会長)

私からよろしいでしょうか、No.25について聞きたいと思います。資材置き場ですけど、中に入る道路は広いのですか。

6番

(西委員)

狭いです。場所が下の住宅地より1m上がっていますので、こう配がきつく軽トラックぐらいだと可能です。大型車は無理な道幅です。

以前申請箇所で農業をやっていましたが周辺とのトラブルもあり農業はやめたという事です。

議長

(吉会長)

他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり)

挙手多数でご異議なしと認めます。

	<p>よって議案第40号農地法第5条の規定による許可申請については審議の結果、これを認めることに決定いたしました。</p> <p>議長を交代します。</p>
議長	<p>(榮代理)</p> <p>議案第40号農地法第5条の規定による許可申請No.18について、を議題といたします。 それでは事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>(用稲局長)</p> <p>49ページをお開き下さい。</p> <p>NO.18につきましては、渡し人の所有する土地、417㎡を受人が資材置き場として使用するために譲り受けたいという事で、贈与による所有権移転でございます。</p> <p>申請地は笠利総合支所市役所から南東に約5kmに位置し周囲は道路、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから第2種農地に該当します。</p>
議長	<p>(榮代理)</p> <p>それでは本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。 順次譲受人、譲渡人、土地の順にそれぞれ報告を求めます。</p>
11番	<p>(中山委員)</p> <p>農地法第5条の規定によるNo.18について、調査報告いたします。</p> <p>7月16日9時に受け人宅を訪問して直接話を聞くことができました。</p> <p>受け人は建設業を営んでおり、笠利地区で資材置き場の土地を探していたところ、親戚の方から今回の申請地417㎡を贈与したいとの話があり、今回申請したしたとの事であります。委員の皆様のご審議をお願いします。</p>
議長	<p>(吉委員)</p> <p>第5条申請のNo.18の譲渡人について説明いたします。</p> <p>7月20日午前7時30分頃に三度目の訪問で譲渡人と自宅で会う事ができました。申請内容については間違いのない事でした。なぜ贈与なのか、お話をお聞きしましたら、従弟の子供に譲受人になるため、贈与との事でした。特に問題はないと思います。委員の皆様のご審議のほどよろしく</p>

<p>16番</p>	<p>お願いいたします。</p> <p>(野崎委員)</p> <p>議案第40号農地法第5条の規定によるNo.18の土地について、調査報告いたします。</p> <p>11日の10時頃に現地を確認しました。現在草が生えて耕作はされていません。一部分筆されているようで住宅が建っております。</p> <p>委員の皆様のご審議お願いいたします。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(柴代理)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。</p> <p>本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(「全員」挙手)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第40号農地法第5条の規定による許可申請No.18については、審議の結果これを承認することに決定いたしました。</p> <p>議長交代</p>
<p>議長</p>	<p>(吉会長)</p> <p>日程第5</p> <p>議案第41号非農地の認定について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(用稲局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>議案第41号、「非農地の認定について」非農地の認定について1件の申請が出ております。</p>

169ページをお開き下さい。笠利町の1筆で1552㎡になります。
現況は山林化しており耕作には非常に困難なことから農地として利用出来ないため証明願でございます。

詳しくは担当調査委員の報告があると思いますのでよろしくお願いいたします。

議長

(吉会長)

それでは本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。

7番

(前山委員)

非農地の認定についての申請人に、お会いするため事務所向かいましたら、本人は笠利の方におられるという事でしたので、電話で確認しました。

申請地は殆ど法面が多く、耕作できる面積もなく人に貸し付けることもできないので、申請どおり間違いありませんので非農地としてお願いいたしますとの事でございます。

10番

(泉委員)

議案第41号非農地の土地についての調査報告をします。

写真にもありますように法面が殆どでアダン、雑草が覆い茂って非農地に認定しても差し支えないものと思います。

議長

(吉会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(「全員」挙手)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号非農地の認定については、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

日程第 6

議案第 4 2 号奄美農業振興地域整備計画の変更（編入・除外）について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

（用稲局長）

（事務局の朗読及び説明）

議案第 3 4 号は、奄美市から奄美農業振興地域整備計画の変更（編入・除外）について意見を求められています。175 ページをお開き下さい。

土地の所在は住用町役勝と山間の 1 6 筆で合計 1 2 1 4 3 m²でございます。編入理由は、果樹経営支援対策事業活用のための農振地域編入でございます。

続いて 1 9 0 ページをお開き下さい。農振の除外申請になります。土地の所在は浦上の 1 筆で 3 0 6 1 m²でございます。汚泥処理プラント建設のための除外申請になります。農林水産課の方から補足をお願いしたいと思います。

農林水
産課

（久保田係長）

1 7 8 ページをお開きください。編入の件からご説明いたします。

1 6 筆ございますが、2 か所に分かれております。写真をご覧ください、白黒で分かりにくいのですが、畑の真ん中に支柱が建っておりますが、農業用水の立ち上がりです。中山間事業を取り入れまして、農業用水の引いております。この土地は耕作放棄地でありましたが、申請人が伐採をしております。現況は物が植わっていないのですが、畑の状況でございます。

次に田原の土地ですが、すでに果樹園でタンカンが植わっております。

周囲には猪防護柵が設置してございます。ともに水道施設、イノシシ防護柵は国の補助事業が入っている農地でございます。今後果樹支援対策事業を数年かけて導入の予定をしております。農振地域に含めることは妥当と判断しております。

次に除外についてご説明いたします。

申請人は土地所有者ですが、土地を利用される方は、会社経営をされている方で新しい会社でございます。目的につきましては汚泥処理プラント建設及び搬入通路となっております。汚泥処理プラントとは、産業廃棄物

でコンクリートを含んだ土を再生するための施設でございます。

施設は産業廃棄物の中間処理施設に該当します。

産業廃棄物の中間処理施設にあたっては県との協議が必要になります。

農振の除外申請とともに県協議に入っております。産廃の県協議にあたって県の方の指導としては、法的な部分はクリアしてから県協議に入ってくださいという事で、農振の除外申請、土地関係の方で申請が上がっている次第でございます。

すでに現況で言えば農地ではございません、建築廃材のリサイクル施設が建っております、その廃材置き場になっております、申請地については捨てコンが打たれている状況でございます。すでにこのような状況でございますので顛末書を添付してございます。今後保健所等と県協議の中でクリアしなければ当然許可は出ない話でありますので、農振と切り離してご審議のほどお願いいたします。説明終わります。

議長

(吉会長)

それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。 順次申請人、土地の順にそれぞれ報告を求めます。

1 2 番

(寺師委員)

申請人の住所、氏名等を確認してまいりました。

7月18日土曜日10時に畑の前で確認いたしました。申請書のとおり間違いありませんでした。

4 番

(榮委員)

奄美農業振興地域整備計画の変更の編入に係る議案第42号No.9の土地について調査報告します。

7月20日の月曜日午後1時より調査にとりかかりました。1から13番の部分と14～16番の2か所になりますので1か所ずつ報告します。

1から13番は9182㎡およそ1丁近い平地の土地であり、広範囲な活用が見込まれます。何分ここは碎石の残土によって形成された土地であり表土の部分には手を入れる必要があるかと思われれます。

次に14～16番の2961㎡の現状は100本以上のタンカンの樹が植栽され周囲には猪の防護柵が設置された状況であり管理された樹園地と映りました。以上です。

7 番	<p>(前山委員)</p> <p>農振除外についてNo.10の土地について調査報告します。</p> <p>第二本茶果樹団地の中にある土地です。</p> <p>木くずの再生処理施設が出来ておりまして、地目は原野です。農振地域の端のほうにあたります。原野の部分だけの除外申請ですので、除外してもよいのではないかと思います。隣の果樹園には割り込まないようにとお伝えしました。</p> <p>19日土曜日の昼に話をしました。現場でパイルを打ち込みしている中で、汚泥がかなり出るとの事で、その処理のために申請をしたという事でございます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>(吉会長)</p> <p>それでは本案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。</p>
9 番	<p>(栄委員)</p> <p>前回も太陽光関係で除外の申請が出ていましたが、農振の位置、へりなのかはっきりしてくださいという事でしたが、今回も山林になっていますが、農振の除外規定とかはどうなっていますか。</p>
農林水産課	<p>(久保田)</p> <p>二車線上の市道で囲まれているとへりに該当しますので、申請地はへりの部分にあたります。</p>
7 番	<p>(前山委員)</p> <p>道路沿いになり、地目は原野となっていますので、除外はやむを得ないと思います。</p>
議長	<p>(吉会長)</p> <p>他に質疑ございませんか。</p>
4 番	<p>(栄委員)</p> <p>山間の件は、既に防護柵も設置されて、果樹園の形を成している状況ですが、これをあえて農振地域に編入する意図が分かりません。それをご説明いただけませんか。</p>
農林水	<p>(久保田係長)</p>

産課	<p>すぐに対策事業を入れるという事ではありません。 今後、樹が老木化してまいります、改植を入れるという事で考えていると認識しております。</p>
4 番	<p>(榮委員)</p> <p>現状は田原の樹園地の中に、結構な本数で幼木があります。これは個人で植えられたのですよね。それがあえて果樹支援事業として取り扱われることはないですか。</p>
農林水産課	<p>(久保田)</p> <p>それはありません。</p>
議長	<p>(吉会長)</p> <p>他にございませんか</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(「全員」挙手)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって、議案第42号奄美農業振興地域整備計画の変更(編入・除外)については審議の結果、農業委員会の意見として、「承認とする」として回答することに決定いたしました。</p> <p>日程第7</p> <p>日程第7</p> <p>議案第43号奄美市農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。 事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>

事務局	<p>(用稲局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。</p>
議長	<p>(吉会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数でご異議なしと認めます。 よって、議案第43号奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の決定については、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。</p> <p>日程第8 議案第44号奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の合意解約の決定について、を議題といたします。 事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局	<p>(用稲局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p>
議長	<p>(吉会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p>

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手多数でご異議なしと認めます。

よって、議案第44号奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の合意解約の決定については、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

日程第9

議案第45号奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(用稲局長)

(事務局の朗読及び説明)

議長

(吉会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手多数でご異議なしと認めます。

よって、議案第45号奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の決定については、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

日程第10

議案第46号農地売買事業にかかる農用地等の公社買い入れ契約の締結を受けるための証明についての決定について、を

事務局	<p>議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>(池次長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p>
議長	<p>(吉会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数でご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第46号農地売買事業にかかる農用地等の公社買い入れ契約の締結及び譲渡所得の特別控除を受けるための証明については、承認することに決定しました。</p> <p>日程 1 1</p> <p>議案第47号 令和元年度目標及び達成に向けた活動の点検・評価及び達成に向けた活動の点検評価及び令和2年度目標及び達成に向けた活動計画の承認について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局	<p>(池次長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p>
議長	<p>(吉会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手多数でご異議なしと認めます。

よって、議案第47号 令和元年度目標及び達成に向けた活動の点検・評価及び達成に向けた活動の点検評価及び令和2年度目標及び達成に向けた活動計画の承認については、承認することに決定しました。

日程 1 2

議案第48号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(池次長)

(事務局の朗読及び説明)

議長

(吉会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手多数でご異議なしと認めます。

よって、議案第48号農地等の利用の最適化の推進に関する指針の決定について承認することに決定いたしました。

以上で本日予定されました議題については全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れ様でした。

令和 2年 7月 22日

奄美市農業委員会

会長 吉 卓男

署名委員

署名委員

作成者 用稲 工巳